

県税務関係の手続きに関する

マイナンバー制度についてのお知らせ

平成28年1月1日より県税関係の申告・申請等についても、**個人番号・法人番号の記入が必要となります。**

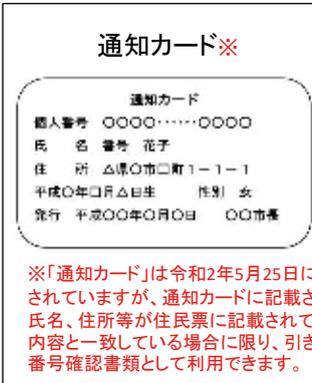
個人の方は、県税事務所等への申告・申請等の際に、**本人確認(番号確認と身元確認)**が必要となります。申告・申請等の際には、**個人番号カード**又は**通知カード**と**顔写真付きの書類等**をお持ちください。

個人番号カード



又は

通知カード※



※「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

+

顔写真付きの書類等



- ・運転免許証
- ・旅券(パスポート)
- ・身体障害者手帳 など

・郵送で申告・申請される場合は、本人確認ができる書類等の写しを同封してください。

・代理人による申告・申請の場合は委任状が必要となります。

本人確認ができる書類等の写し

封筒

←



(表)
(裏)

申請書

※本人確認ができる書類等の写しは県税事務所を確認後、直ちに復元不可能な状態にして破棄します。

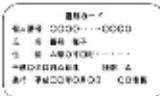
申請書

委任状

+



代理人の身元確認ができる書類等



本人の番号確認ができる書類等又は写し

※ご注意

県税の種類及び申告・申請書等の種類によって、マイナンバーの記入が必要となる時期が異なります。また、申告・申請等のうち、マイナンバーの記入が必要でないものもあります(裏面参照)。詳しくは県税事務所等にお問い合わせください。

連絡先

奈良県奈良県税事務所 0742-20-4531 奈良県中南和県税事務所 0744-48-3000
 奈良県自動車税事務所 0743-51-0081 奈良県総務部税務課 0742-27-8363
<https://www.pref.nara.jp/11747.htm>



※国税については管轄税務署に、市町村税についてはお住まいの市町村の税務部署にお問い合わせください。

(参考) 個人番号記入時の本人確認書類(代表例)



又は



又は



○法人番号については、公表されており、また利用範囲の制約がありませんので、本人確認の対象とはなりません。

<申請(申告)ごとの個人番号・法人番号記載の有無について(主なもの)>

申告・申請書など(主なもの)	状況
自動車税の申告書	個人番号・法人番号の記入は当面不要
自動車税の身体障害者等の減免申請書(第三者が提出する場合)	個人番号・法人番号の記入は当面不要
不動産取得税の減額等申請書	個人番号・法人番号の記入が必要
軽油引取税申告書	個人番号・法人番号の記入が必要
軽油引取税の免税軽油申請書等	個人番号・法人番号の記入は不要
納税証明書交付申請書 ※自動車税の車検用納税証明は除く	個人番号・法人番号の記入が必要



詳しくは、各申請ごとの提出先にご確認ください